

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市固定資産評価審査委員会

京都市固定資産評価審査委員会規則第2号

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「課長補佐、担当課長補佐、」を削る。

別表委員長の項第4号中「京都市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(京都市固定資産評価審査委員会事務室)